証券コード　9211
2022年３月９日

株　主　各　位

東京都新宿区市谷八幡町２－１
DS市ヶ谷ビル５F
株式会社エフ・コード
代表取締役社長　　工藤　勉

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましてはご出席に代えて書面によって行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年３月24日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１　日　　時　　2022年３月25日（金曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）
２　場　　所　　東京都新宿区市谷八幡町８番地　TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター　カンファレンスルーム６D
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３　会議の目的事項
報告事項　　第16期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類、ならびに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　会計監査人選任の件

以　上

お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://f-code.co.jp）に掲載させて頂きます。

株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①計算書類の「個別注記表」、②会計監査人及び監査役会の「監査報告書」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://f-code.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

（添付書類）

事　業　報　告

2021年１月１日から2021年12月31日まで

１．株式会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、長期間にわたって企業活動をはじめとした経済活動が様々な場面で制限を余儀なくされている状態が続いており、収束時期はいまだに不透明な状況にあります。

このような経営環境のもと、当社が事業を展開するデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）市場及びデジタル関連IT＆ビジネスコンサルティング市場においては、コロナ禍における新たなライフスタイルの確立や消費活動のオンライン化が加速したことによって、消費者のメディア接点の多様化がよりいっそう進み、これらに対応するためのデジタルシフトをはじめとしたDXへの取り組みが多くの企業において活発なものとなっており、高成長が期待される領域として注目されております。

このような状況の中、当社では前事業年度に引き続き、事業活動のDX推進を図りたい企業のニーズを広く取り込むべく、CX向上SaaSの提供を軸に伴走型のプロフェッショナルサービスを組み合わせ、DX領域の課題の分析から施策の設計、DX人材の育成支援、DX施策の実行支援に至るまでの広範なサービスをワンストップで提供する「DX事業」を営んでおります。

CX向上SaaSとしては主に、クライアント企業のウェブサイトにおける顧客体験を向上し、顧客のロイヤルカスタマー化及び継続的な購買活動を促進するソリューションを提供しております。当該領域における当社主力プロダクトは「CODE Marketing Cloud」です。「CODE Marketing Cloud」を利用することにより、ユーザーのサイト内行動を分析し、それぞれのユーザーに最適化した接客を行うことを通じて、クライアント企業のウェブサイトにおける顧客体験を大幅に向上することが可能となります。

これらのCX SaaSの提供に加え、長年にわたり蓄積されたCXデータとDXコンサルティングの知見を基礎に、クライアント企業が属する市場や競合の調査・DX戦略設計・マーケティングプラン策定・施策実行におけるコンサルティング及び伴走型支援等を広く提供しており、顧客体験に関する企業の課題全体を俯瞰した改善活動が可能となっております。

当社はCX SaaS及び付随するプロフェッショナルサービスの提供を通じて顧客課題の把握と解決支援に邁進しており、また市場ニーズの拡大も継続しており、受注は順調に推移しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高660,569千円（前年同期比24.3%増）、営業利益160,400千円（前年同期比407.6%増）、経常利益149,466千円（前年同期比383.1%増）、当期純利益152,307千円（前年同期比275.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資等の総額は29,594千円（無形固定資産を含む）であり、主なものは、人員増加に伴うPCの購入が2,968千円、ソフトウエア開発費が26,503千円です。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達については、自己資本の拡充と安定的な事業運営のために、第三者割当増資により総額96,929千円、2021年12月24日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額185,840千円の資金調達をそれぞれ行いました。

また、運転資金を目的として長期借入金24,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は「マーケティングテクノロジーで世界を豊かに」というミッションを掲げ、未だ無限の可能性を秘めたビジネス活動におけるデジタル化の領域において、卓越した知見を有するコンサルタントによる直接的なサービスと、その知見を具現化したソフトウェアの提供により、多くの事業者とその先にいる生活者との豊かな関係をつなぐハブになるべく、最先端のデジタルマーケティングナレッジを提供しております。

DX・デジタルマーケティング領域の市場成長が加速する中、マーケティングテクノロジーは日進月歩で進化し、顧客ニーズも多様化・複雑化しております。このような経営環境にある中で、最先端のマーケティングテクノロジーをサービスに取込み、最適解をタイムリーに顧客へ提案・提供することが、顧客企業からの信頼を勝ち得るために必要であり、こうした取り組みが継続的な成長と安定した収益の確保につながるものと認識しております。そのために、当社は、以下の対処すべき課題を認識し、改善に努めております。

① 提供するサービスの向上

当社が将来にわたって成長していくためには、提供するサービスが顧客にとって常に価値あるものであるように、サービスの質・スピードともにさらなる向上が必要であると考

えております。これまでに開発、リリースしたサービスは、既に多くの顧客を獲得して市場から一定の評価を得ており、十分な競争力を有するものであると認識しておりますが、めまぐるしく変化する生活者の消費行動と、その変化への対応を経営課題として企業が日々葛藤する中、DX・デジタルマーケティング領域の市場において企業がかかえる課題とそのソリューションの在り方も形を変えていくものと考えられます。それらに対応すべく、当社としても最先端のデジタルメディア情報の収集体制とこれまでの顧客成功事例集約を図り、新たな質の高いサービスへ発展させていくことに注力してまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

当社はこれまで立地と業種を問わず多種多様な要求水準に応えるDXサービスを、高度な専門知識を有する人材による人的支援を中心として提供してまいりました。当社の継続的な事業成長には、この人的領域でのソリューションのノウハウを十分に活用して高い質で再現していくために、引き続き優秀な人材を確保・育成していくことが重要と認識しております。企業におけるDX推進の動きが加速する中、DX市場の拡大に伴って当該領域の人材獲得は他社とも競合し、今後も難しいものとなることが考えられます。

当社では、優秀な人材獲得のための採用方法の展開に加えて、当社の事業戦略と連携した教育による人材育成体制の確立により、継続性と安定性を備えた組織体制の構築を進めてまいります。

③ 認知度の向上・顧客基盤の拡大

急速なDX市場の拡大の中において、絶えず変化する企業のデジタルマーケティングへの課題解決のために当社はサービスのアップデートを繰り返し、多種多様な企業へサービス提供を行い、継続的な取引による顧客基盤の確立と収益基盤の強化を図ってまいりました。今後も拡大を続ける同市場の中でさらなる事業成長を実現するために、当社サービスの認知度向上のための積極的な広報活動やインターネットを利用したマーケティング活動・大手企業との提携等をより一層推進し、それらを土台として新規顧客獲得に注力してまいります。

④ 技術革新への対応

当社がサービスを提供しているDX・デジタルマーケティングの領域は、技術革新のスピードや企業の課題解決に対するニーズの変化が速く、またそれに基づくサービスの導入

が相次いでいる非常に変化の激しい業界であり、これらの変化へ対応していく総合的な組織力が重要であると認識しております。当社は新たな技術に係る情報の収集、知見の獲得、顧客ニーズに適時に応えることができる情報アセット・技術力を保有するとともに、提供サービスの改良・改善及び新サービス開発に活用してまいります。

⑤　内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的に成長していくためには、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模の拡大・成長に合わせてバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報の保護、リスク管理等の内部統制及びコンプライアンス体制につきまして、より実効性の高い体制となるよう必要な適材適所の人材配置等を進めて、各機能の充実を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分		第13期 2018年12月期	第14期 2019年12月期	第15期 2020年12月期	第16期 (当事業年度) 2021年12月期
売上高	(千円)	421,535	458,986	531,528	660,569
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	△276,338	△64,412	30,940	149,466
当期純利益又は 当期純損失（△）	(千円)	△336,258	△39,906	40,585	152,307
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	△190.96	△21.17	21.49	78.56
総資産	(千円)	381,386	379,210	518,153	843,306
純資産	(千円)	40,816	16,189	56,774	491,851
１株当たり純資産額	(円)	21.73	8.57	30.07	240.03

（注）当社は、2021年９月14日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

なお、前事業年度より非連結子会社としておりましたf-code（Thailand）Co.,Ltd.について、2021年９月17日付で清算が結了いたしました。

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、DX・デジタルマーケティング領域において、企業がかかえる課題の分析から施策の設計、DX人材の育成支援、DX施策の実行支援に至るまで広範なDXサービスをワンストップで展開しております。

主な事業	事業の内容
DX事業	DX･デジタルマーケティングの領域において、 CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供によるDX支援

(8) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名（8名）	6名増（6名増）	34.4歳	3.4年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区

(10) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	138,390千円
株式会社三菱UFJ銀行	20,500千円
株式会社東日本銀行	9,968千円
株式会社商工組合中央金庫	9,172千円

（11）その他株式会社の現況に関する重要な事項

① 当社は、2021年12月24日に東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

② 当社は、2022年２月１日に株式会社コミクスの運営するSaaS事業を譲受ける事業譲渡契約を締結し、2022年２月28日に事業を譲受いたしました。

2．株式に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　3,000,000株

（2）発行済株式の総数　2,049,100株

（3）株主数　863名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
工藤　勉	1,269,400	61.94
梅澤　康二	118,500	5.78
株式会社マイナビ	100,800	4.91
荒井　裕希	62,400	3.04
須合　聡	61,200	2.98
長島　毅	45,800	2.23
株式会社ＳＢＩ証券	33,900	1.65
衣笠　槙吾	31,500	1.53
大山　卓也	30,000	1.46
楽天証券株式会社	22,100	1.07

（5）その他株式に関する重要な事項

① 2021年９月14日付で１株に対して300株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,942,603株増加しております。また、併せて発行可能株式総数を増加させ、分割後の発行可能株式総数は2,990,000株増加し、3,000,000株となっております。

② 2021年12月23日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が100,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ、92,920千円増加しております。

3．新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第４回新株予約権
決議年月日	2021年１月25日
保有者の区分及び人数	当社取締役　３名
新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式126,000株
新株予約権１個あたりの発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個あたり 477,484円 （１株あたり1,592円）
新株予約権の主な行使の条件	（注）
権利行使期間	2023年１月26日～2031年１月25日

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人、顧問その他名目の如何を問わず委任、請負等の継続的な契約関係の地位にあることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

２．新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。

３．本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

（2）当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第６回新株予約権
決議年月日	2021年３月30日
交付者の区分及び人数	当社従業員　１名
新株予約権の数	32個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式9,600株
新株予約権１個あたりの発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個あたり 477,484円 （１株あたり1,592円）
新株予約権の主な行使の条件	（注）
権利行使期間	2023年３月31日～ 2031年３月30日

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人、顧問その他名目の如何を問わず委任、請負等の継続的な契約関係の地位にあることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

２．新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。

３．権利者は、2021年4月1日から2024年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）の営業獲得案件（権利者が紹介した取引先と当社が契約を締結し、当社が当該取引先に対して、コンサルティング業務・広告運用業務・その他これらに付随する業務を、対象期間の間に行なった案件を意味する。以下同じ。）における当社の売上合計金額（税別）に応じて、以下の割合を超えて本新株予約権を行使することができないものとする。但し、広告運用業務における立替広告媒体費相当額、その他案件利益率が著しく低い等の理由により、双方協議の下、当該計算の対象から除外することで合意した営業獲得案件の売上金額を売上合計金額から除外して計算する。

①対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が4,500万円未満の場合：0%

②対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が4,500万円以上かつ9,000万円未満の場合：25%

③対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が9,000万円以上かつ1億3,500万円未満の場合：50%

④対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が1億3,500万円以上かつ1億8,000万円未満の場合：75%

⑤対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が1億8,000万円以上の場合：100%

４．本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

	第７回新株予約権
決議年月日	2021年８月30日
交付者の区分及び人数	当社従業員　３名
新株予約権の数	88個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式26,400株
新株予約権１個あたりの発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個あたり 477,484円 （１株あたり1,592円）
新株予約権の主な行使の条件	（注）
権利行使期間	2023年８月31日～ 2031年８月30日

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人、顧問その他名目の如何を問わず委任、請負等の継続的な契約関係の地位にあることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

２．新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。

３．本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第５回新株予約権
決議年月日	2021年３月30日
保有者の区分及び人数	当社提携先企業　１社
新株予約権の数	317個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式95,100株
新株予約権１個あたりの発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個あたり 477,484円 （１株あたり1,592円）
新株予約権の主な行使の条件	（注）
権利行使期間	当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より 1 年経過する日から 2 年間。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

（注）１．権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

b. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

２．権利者は、割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

３．権利者は、当社に対して2021年1月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間1」という。）と2022年1月1日から同年12月31日までの間(以下「対象期間2」という。）のそれぞれの期間に発注する案件（権利者の紹介した顧客が発注し、当社が直接の契約主体となる案件を含み、コンサルティング業務・広告運用業務・その他これらに付随する業務のうち、当社が対象期間1又は対象期間2の間に役務提供を行なったものを対象とする。）の発注合計金額（税別）に応じて、以下の割合を超えて本新株予約権を行使することができないものとする。但し、広告運用業務における立替広告媒体費相当額、会社から権利者に支払う営業協力金、その他双方協議の下、当該計算の対象から除外することで合意した案件の金額を発注合計金額から除外して計算する。

①対象期間1及び対象期間2それぞれにおける権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）がいずれも2,500万円未満の場合： 0%

②対象期間1又は対象期間2のうちいずれか一方の期間における権利者から当社に対する案件発注合計

金額が2,500万円以上かつ5,000万円未満であり、かつ、もう一方の期間における案件発注合計金額（税別）が2,500万円未満の場合： 30%

③対象期間1又は対象期間2のうちいずれか一方の期間における権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）が5,000万円以上であり、かつ、もう一方の期間における案件発注合計金額（税別）が2,500万円未満の場合：50%

④対象期間1及び対象期間2それぞれにおける権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）がいずれも2,500万円以上かつ5,000万円未満の場合： 60%

⑤対象期間1又は対象期間2のうちいずれか一方の期間における権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）が2,500万円以上かつ5,000万円未満であり、かつ、もう一方の期間における案件発注合計金額（税別）が5,000万円以上の場合： 80%

⑥対象期間1及び対象期間2それぞれにおける権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）がいずれも5,000万円以上の場合： 100%

4．本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	工藤　勉	
取　締　役	荒井　裕希	事業本部長
取　締　役	山崎　晋一	経営管理本部長
取　締　役	平井　隆仁	経営企画室長
取　締　役	雨宮　玲於奈	株式会社スマートエージェンシー代表取締役 MRT株式会社取締役 株式会社コンフィデンス取締役 株式会社Grooves取締役
常勤監査役	今村　元太	株式会社春木家総本店取締役 今村元太公認会計士・税理士事務所所長
監　査　役	梅澤　康二	弁護士法人プラム綜合法律事務所代表
監　査　役	山岡　佑	山岡佑公認会計士事務所所長 株式会社シクミヤ代表取締役 ANYCOLOR株式会社監査役

（注）1．取締役雨宮玲於奈氏は、社外取締役であります。
2．監査役今村元太氏及び梅澤康二氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役雨宮玲於奈氏、監査役今村元太氏及び梅澤康二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役今村元太氏及び山岡佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社内監査役、ならびに社外監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役工藤勉が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、 経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2021年８月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は５名（うち、社外取締役１名）であります。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、常勤、非常勤、業務分担の状況を考慮して、監査役にて協議して決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2021年８月30日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点での監査役の員数は３名（うち、社外監査役２名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程については、2021年３月30日開催の取締役会において、報酬額の決定方法を代表取締役工藤勉に一任する旨を決議しております。代表取締役である工藤勉は、当社全体の業績及び各取締役の業務遂行状況を詳細に把握しており、各取締役の担当事業の評価を行い報酬を決定するに相応しいと考えております。

なお、決定にあたっては、代表取締役工藤勉が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証しており、監査役会は決定プロセスを確認しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	41,601 (1,800)	41,601 (1,800)	—	—	6 (1)
監査役 （うち社外監査役）	7,440 (5,640)	7,440 (5,640)	—	—	3 (2)

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補される内容であり、被保険者は当社の全ての取締役及び監査役であり、その保険料は全額を当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役雨宮玲於奈氏、社外監査役今村元太氏及び社外監査役梅澤康二氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	雨宮　玲於奈	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、必要に応じ、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行なっております。
常勤監査役	今村　元太	当事業年度開催の取締役会及び監査役会その他重要な会議の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計に関する発言を行っております。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
監　査　役	梅澤　康二	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査役会は、会計監査人の監査の実施状況及び見積時間数等による報酬見積りの算出根拠を確認し、適切であると判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

6．会社の体制及び方針

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全ての役職員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。

② 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。

③ 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

④ 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、取締役の職務執行を監査する。

⑤ 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。

② 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。

② 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は原則として毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

② 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
③ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
① 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
② 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
① 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
③ 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制
反社会的勢力対策規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場

合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認することで必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

（株式会社の支配に関する基本方針）

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注） 本事業報告に記載されている金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2021年12月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**752,633**	**流動負債**	**205,609**
現金及び預金	601,577	買掛金	65,376
売掛金	137,076	１年内返済予定の長期借入金	32,184
前払費用	5,666	未払金	40,344
その他	8,633	未払費用	23,927
貸倒引当金	△320	未払法人税等	23,687
固定資産	**90,673**	預り金	2,437
有形固定資産	**8,792**	前受収益	1,331
建物	4,666	その他	16,319
工具、器具及び備品	4,126	**固定負債**	**145,846**
無形固定資産	**26,503**	長期借入金	145,846
ソフトウエア	26,503	**負債合計**	**351,455**
投資その他の資産	**55,377**	（純資産の部）	
破産更生債権等	2,757	**株主資本**	**491,851**
繰延税金資産	33,999	**資本金**	**241,384**
敷金及び保証金	21,368	**資本剰余金**	**385,530**
その他	10	資本準備金	282,846
貸倒引当金	△2,757	その他資本剰余金	102,683
		利益剰余金	**△135,063**
		その他利益剰余金	△135,063
		繰越利益剰余金	△135,063
		純資産合計	**491,851**
資産合計	**843,306**	**負債・純資産合計**	**843,306**

（注）　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自　2021年 1 月 1 日
至　2021年12月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**660,569**
売上原価		**254,789**
売上総利益		**405,780**
販売費及び一般管理費		**245,380**
営業利益		**160,400**
営業外収益		
受取利息	3	
為替差益	695	
アフィリエイト収入	2	
ポイント収入額	569	
その他	0	1,271
営業外費用		
支払利息	3,399	
株式交付費	409	
上場関連費用	8,352	
その他	44	12,205
経常利益		**149,466**
特別利益		
子会社清算益	312	312
税引前当期純利益		**149,778**
法人税、住民税及び事業税	17,051	
法人税等調整額	△19,581	△2,529
当期純利益		**152,307**

（注）　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2021年 1 月 1 日
至　2021年12月31日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	141,461	102,683	244,145
当期変動額				
新株の発行	141,384	141,384		141,384
当期純利益				
当期変動額合計	141,384	141,384	―	141,384
当期末残高	241,384	282,846	102,683	385,530

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△287,371	△287,371	56,774	56,774
当期変動額				
新株の発行			282,769	282,769
当期純利益	152,307	152,307	152,307	152,307
当期変動額合計	152,307	152,307	435,077	435,077
当期末残高	△135,063	△135,063	491,851	491,851

(注)　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（２）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第15条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜ 削 除 ＞
＜ 新 設 ＞	第15条　（電子提供措置等） 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
＜ 新 設 ＞	附則 1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人FRIQを候補者とした理由は、同法人の社員は当社が属する業界に精通しており、かつ当社の事業規模に適した監査対応及び監査報酬の水準が期待できることに加え、当社の会計監査人評価・選定基準に従って、公認会計士等としての専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2022年２月21日現在

名　　称	監査法人FRIQ
事　務　所	主たる事務所の所在地 東京都千代田区鍛冶町2-7-15 AD神田駅東口ビル2階
沿　　革	2021年1月　設立
概　　要	資本金８百万円 構成人員　代表社員（公認会計士）　１名 社員（公認会計士）　８名 社員　１名 職員（公認会計士）　15名 職員　５名 合計　30名

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

【会　場】 東京都新宿区市谷八幡町８番地　TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター　カンファレンスルーム６D

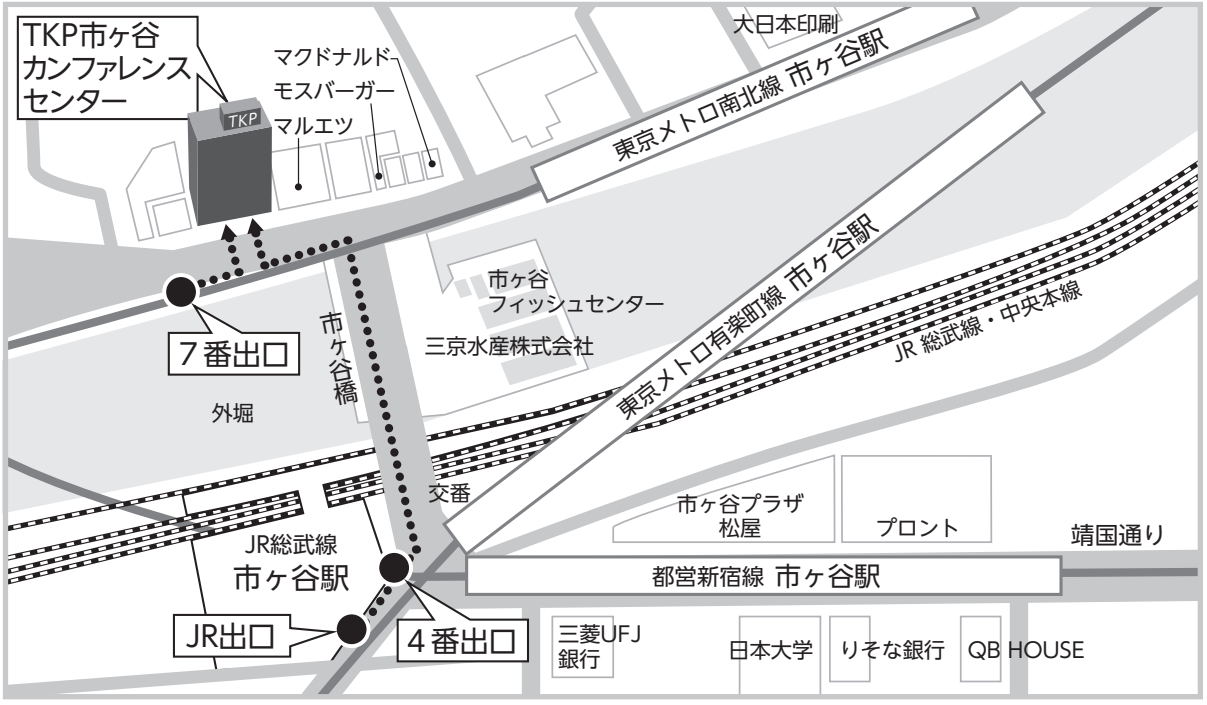

【交通のご案内】

ＪＲ総武線　市ヶ谷駅より　徒歩２分
東京メトロ南北線　市ヶ谷駅７番出口より　徒歩１分
東京メトロ有楽町線　市ヶ谷駅７番出口より　徒歩１分
都営新宿線　市ヶ谷駅４番出口より　徒歩２分